

# 離婚後の共同親権可能に

## 合意なければ家裁判断

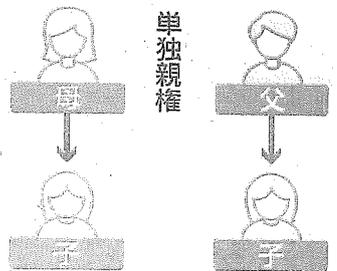
法制審たたき台

離婚後の子どもの養育を  
検討する法制審議会（法相  
の諮問機関）の家族法制部  
会は二十九日、要綱案取り  
まとめに向けた議論の「た  
たき台」を示した。民法を見  
直し、離婚後に父母双方の  
「共同親権」を可能とした。  
父母が親権について協議し  
て決め、合意できなければ  
家裁が判断する。昨年十一  
月の中間試案では単独親権  
だけの現行制度の維持案を

併記していたが、初めて見  
直しの方向性を集約した。  
● 利点と課題、海外の例は  
②面  
共同親権には、離婚後に  
父母とも養育に関われるな  
ど、家族関係の多様化に対  
応できるとの意見がある一  
方、ドメスティックバイオ  
レンス（DV）や虐待被害  
が続くとの懸念は強い。海  
外では父母双方の養育が可  
能な国が多いとされ、与党

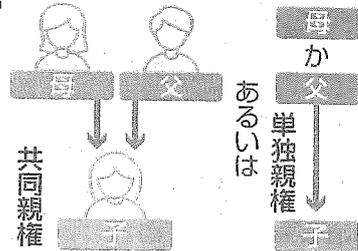
内には来年通常国会での法  
改正を求める声がある。た  
だ、たたき台の内容は部会  
の今後の議論で修正される  
可能性があり、曲折も予想  
される。  
たたき台は、離婚後の親  
権の規定を「父母の双方ま  
たは一方を親権者と定め  
る」とした。父母が協議で  
合意できなければ、家裁が  
「父母と子どもとの関係や、父  
母間の関係」を考慮して判

### 現行法



どちらかの単独親権しか認めない

### 法制審議会の議論



共同親権か単独親権のどちらかになる

### 離婚後の親権のイメージ

断。DV・虐待の恐れなど  
を念頭に置く。力関係が原  
因で相手の求めに応じし  
まったなど合意が不適正だ  
った場合、その後の親権者  
変更手続きで、合意形成過  
程を考慮する。

共同親権では、子どもの

※法務省への取材による

進学や病気の長期的治療と  
いった重要な事項は、双方  
の合意で決める。どちらか  
を「監護者」に定めれば、  
日常的な教育や、居所指定  
を単独で行える。  
多発する養育費不払いの  
対策として、離婚時に養育

費の取り決めがなくても一  
定額の支払いを義務付ける  
「法定養育費」を創設。差  
し押さえ手続きをしやすい  
する「先取特権」も定める。  
離れて暮らす親の要望が  
強い子どもとの面会交流に  
関し、家裁が試行を促せる  
との規定を新設。子の安心  
安全に留意し、第三者の立  
ち会いといった条件を付け  
る。



# 共同親権 諸外国では

# 豪米・独 共に子育て 法明記 D.V.虐待で規定変更

法制審議会の二十九日の部会で、離婚後も父母双方が子の親権を持ち続ける「共同親権」の導入に向けた民法改正案の方向性が示された。早ければ来年の通常国会での法改正で、離婚後の親権は父母のいずれかが持つという現行制度が大きく変わる可能性がある。諸外国の類似の制度から、共同親権の利点や課題を探った。

## ■定着

離婚後も両親が共に子を育てる仕組みが定着しているのは米国だ。離婚数が増加し、男女平等の原則が普及していった一九七〇年代以降、共同監護法が各州に広がり、これまでにほぼ全土で立法化されている。

両親は離婚する際、子ども過ごす時間の配分や教育・医療の方針、意見の食い違いがあった場合の対応などをまとめた「養育計画書」を裁判所に提出する義務がある。対立している両親は別々に計画書を提出し、裁判所の判断を仰ぐ。

関西学院大の山口亮子教授（家族法）は「養育を分担し、子を互いの家に行き来させる例もあれば、定期的に面会交流し、重要事項

を話し合いで決める父母もいる」と説明。婚姻の有無とは別に、両親に養育されるべきことが子の利益につながることを考え方が浸透しているとして「日本も同様の仕

# 核心

（大野暢子）＝面参照

離婚後の父母による子育てのあり方を法制化した諸外国の例

	法制度	内容	社会の特徴※
米国	ほぼ全ての州が「共同監護」を規定	離婚する父母は養育計画書を裁判所に提出し、その取り決めを守る義務がある	未婚での出産や離婚、子連れ再婚が日本より一般的で、家族の形態が多様
ドイツ	離婚後は「共同親権」が原則	共同養育までは義務とせず、教育や医療など重要な事項を話し合いで決める	D.V.虐待をする親の親権を剥奪したり、養育費の不払いに刑事罰を与えたりするなどの厳格な制度
オーストラリア	子に対する父母の義務と責任（親責任）を平等にすると法定	米国と同様、養育計画書を裁判所に提出し、守る義務	別居親による養育への法を強めてきたが、加害事件や見守り不足の動きも

※識者への取材に基づく

## 「日本 弱い親・子守る環境整備を」

子どもを養育する親が担い、重要なことは両親で決めるのが通例。虐待やドメスティックバイオレンス（D.V.）の問題もあまり聞かれず、社会に根付いているという。

## ■懸念

日本では、離婚後に子どもと疎遠になっている親たちを中心に、諸外国を手本に共同親権の導入を望む声がある一方、関係が悪化した父母の間では、子の面前でのD.V.虐待、紛争といった負の影響が続く恐れがあるとして慎重論が消えない。

諸外国の仕組みがそのまま日本社会になじむのかという懸念もある。西谷教授は「ドイツでは養育費の不払いは刑事罰の対象で、D.V.虐待をする親は、離婚前でも日本より容易に親権を剥奪されるなどの厳格な制度がある」と指摘。日本で導入する場合には、弱い立場にある親や子に「寄せがいかないような環境整備が必要」と語る。

オーストラリアは九五年に連邦家族法を改正し、子どもと暮らす親が担い、重要なことは両親で決めるのが通例。虐待やドメスティックバイオレンス（D.V.）の問題もあまり聞かれず、社会に根付いているという。

日本の民法が定める「親権」は、教育、どこに住むかの決定、財産管理などを行う親の権利義務。婚姻中の父母は、未成年の子に対して共同で親権を行使するが、離婚後はどちらか一方が行使する。どちらが親権者になるかは協議で決めるが、協議で決められない時や、裁判で離婚する時は、裁判所が子の利益に基づいて決定する。

日本の民法が定める「親権」

子どもの世話や